

第二百回 参議院 憲法審査会 會議録 第一号

令和元年十月四日(金曜日)

午前十時五十分開会

委員氏名

會長 岡田 広君
 幹事 石井 準一君
 幹事 西田 昌司君
 幹事 白 眞勲君
 幹事 増子 輝彦君
 幹事 西田 実仁君
 幹事 松沢 成文君
 幹事 山添 拓君
 幹事 赤池 誠章君
 幹事 有村 治子君
 幹事 石井 正弘君
 幹事 磯崎 仁彦君
 幹事 宇都 隆史君
 幹事 片山さつき君
 幹事 古賀友一郎君
 幹事 上月 良祐君
 幹事 佐藤 正久君
 幹事 中曾根弘文君
 幹事 野上浩太郎君
 幹事 林 芳正君
 幹事 古川 俊治君
 幹事 堀井 巖君
 幹事 舞立 昇治君
 幹事 元榮太一郎君
 幹事 山下 雄平君
 幹事 山谷えり子君
 幹事 木戸口英司君
 幹事 小西 洋之君
 幹事 須藤 元氣君
 幹事 田島麻衣子君
 幹事 田村 まみ君

徳永 エリ君
 福島みずほ君
 森本 真治君
 森屋 隆君
 吉田 忠智君
 伊藤 孝江君
 矢倉 克夫君
 山本 香苗君
 山本 博司君
 浅田 均君
 東 徹君
 吉良よし子君
 山下 芳生君
 高良 鉄美君

委員の異動

十月四日

辞任

木戸口英司君
 須藤 元氣君
 田島麻衣子君
 森本 真治君
 森屋 隆君
 吉田 忠智君
 山本 博司君
 高良 鉄美君

補欠選任

森 ゆうこ君
 鉢呂 吉雄君
 長浜 博行君
 矢田わか子君
 福山 哲郎君
 打越さく良君
 安江 伸夫君
 伊波 洋一君

出席者は左のとおり。

會長 林 芳正君
 幹事 石井 準一君
 石井 正弘君
 磯崎 仁彦君
 西田 昌司君
 白 眞勲君

委員

鉢呂 吉雄君
 増子 輝彦君
 西田 実仁君
 松沢 成文君
 山添 拓君
 赤池 誠章君
 有村 治子君
 宇都 隆史君
 岡田 広君
 片山さつき君
 古賀友一郎君
 上月 良祐君
 佐藤 正久君
 中曾根弘文君
 野上浩太郎君
 古川 俊治君
 堀井 巖君
 舞立 昇治君
 元榮太一郎君
 山下 雄平君
 山谷えり子君
 打越さく良君
 小西 洋之君
 田村 まみ君
 徳永 エリ君
 長浜 博行君
 福島みずほ君
 福山 哲郎君
 森 ゆうこ君
 矢田わか子君
 伊藤 孝江君
 矢倉 克夫君
 安江 伸夫君
 山本 香苗君

浅田 均君
 東 徹君
 吉良よし子君
 山下 芳生君
 伊波 洋一君
 岡留 康文君

事務局側

憲法審査会事務局長 岡留 康文君

本日の會議に付した案件

○會長の辞任及び補欠選任の件
 ○幹事の辞任及び補欠選任の件

〔会長代理(白眞勲君)会長席に着く〕

○会長代理(白眞勲君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。

岡田会長から會長辞任の申出がございましたので、私、白眞勲が暫時會長の職務を行います。

會長の辞任についてお諮りいたします。岡田会長から、文書をもって、都合により會長を辞任したい旨の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○会長代理(白眞勲君) 御異議ないと認めます。よって、辞任を許可することに決定いたしました。

これより會長の補欠選任を行います。つきましては、選任の方法はいかがいたしましたでしょうか。

○石井準一君 會長の選任は、会長代理の指名に一任することの動議を提出いたします。

○会長代理(白眞勲君) ただいまの石井君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○会長代理(白眞勲君) 御異議ないと認めます。

それでは、会長に林芳正君を指名いたします。
(拍手)

〔林芳正君会長席に着く〕

○会長(林芳正君) この際、一言御挨拶を申し上げます。
ただいま委員各位の御推挙によりまして本審査会会長の重責を担うことになりました林芳正でございます。

本審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するという極めて重要な任務を担っております。

審査会の運営に当たりましては、委員各位の御指導と御協力をいただきながら、公正かつ円満な運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○会長(林芳正君) 幹事の辞任につきましてお諮りをいたします。
白眞勲君から、文書をもって、都合により幹事を辞任したい旨の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○会長(林芳正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
幹事の補欠選任についてお諮りいたします。

幹事の辞任及び委員の異動に伴い現在幹事が三名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。
幹事の選任につきましては、先例により、会長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○会長(林芳正君) 御異議ないと認めます。

それでは、幹事に石井正弘君、磯崎仁彦君及び鉢呂吉雄君を指名いたします。

本審査会幹事会の申合せにより、会長が野党第

一派の幹事の中から会長代理を指名することになっております。
会長といたしましては、会長代理に鉢呂吉雄君を指名いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十三分散会